

- 2 前項の申込みをする夫婦は、事前に登録生殖補助医療機関において委員会規則で定めるカウンセリングを受けなければならない。カウンセリングでは、出産した子の親子関係に関する第一〇条から第一三条までの規定についても、説明をしなければならない。

(精子及び卵子の選定)

第六条の二 第五条第一項による生殖補助医療の治療を受ける夫婦は、特定の精子又は卵子の使用を求めることができない。

- 2 夫でない男性の精子又は妻でない女性の卵子を用いて生殖補助医療を行う場合において、登録生殖補助医療機関は、委員会規則に従い、精子又は卵子の選定をしなければならない。

(生殖補助医療機関の登録)

第六条の三 生殖補助医療機関が第五条第一項に定める生殖補助医療を行うには、生命倫理委員会に申請して、登録をしなければならない。

- 2 申請の際には、次に掲げる事項を記載した書面に署名し、押印して、これを生命倫理委員会に提出しなければならない。
- 一 生殖補助医療機関の名称及び住所
 - 二 生殖補助医療を行う医師の氏名
- 3 申請書には、第五条第一項に定める生殖補助医療を行うにふさわしい設備及び能力を備えることを証する書面を付けなければならない。

(登録生殖補助医療機関の責務)

第六条の四 登録生殖補助医療機関は、第六条第一項に定める書面を確認した後でなければ、生殖補助医療の治療を行ってはならない。

- 2 登録生殖補助医療機関が前項の規定に違反して生殖補助医療の治療を行ったときは、生命倫理委員会は、生殖補助医療審議会の議を経て、第三条の一四に基づく登録を取り消すことができる。
- 3 登録生殖補助医療機関は、生殖補助医療の治療を行った後、委員会規則の定める方式に従い、生殖補助医療の治療を行った旨の記録を生命倫理委員会に送付しなければならない。

第四章 精子及び卵子の提供並びに胚の管理

(登録生殖補助医療に対する精子及び卵子の提供)

第七条 登録生殖補助医療機関は、精子及び卵子の提供を受けることができる。

- 2 精子又は卵子の提供者は、成年に達していないはず、かつ、生殖補助医療の治療を受ける夫婦と二親等以内の親族関係があつてはならない。
- 3 精子又は卵子の提供者は、登録生殖補助医療機関にその氏名、住所、年齢及び委員会規則が定める事項を届け出なければならない。登録生殖補助医療機関は、その記録を生命倫理委員会に送付しなければならない。
- 4 精子及び卵子の提供は、無償でなければならない。ただし、委員会規則で定める費用については、この限りでない。
- 5 精子及び卵子の提供者は、提供に先立って登録生殖補助医療機関において、委員会規則で定めるカウンセリングを受けなければならない。

(提供された精子及び卵子の保存及び管理)

第七条の二 登録生殖補助医療機関は、提供を受けた時から五年に限り、提供された精子及び卵子を凍結保存することができる。

2 前項の期間が経過したときは、登録生殖補助医療機関は、委員会規則で定める方法に従い、すみやかに精子及び卵子を廃棄しなければならない。

(自己利用を目的とする精子及び卵子並びに胚の保存及び管理)

第七条の三 前条の規定は、自らの生殖補助医療に利用することを目的に保存される精子及び卵子並びに胚に準用する。

2 前項の場合には、前条第一項の期間は、生命倫理委員会の許可を得て延長することができる。ただし、二〇年を超えてはならない。

(精子及び卵子並びに胚の目的外利用)

第七条の四 前二条の規定により廃棄される精子及び卵子並びに胚は、この法律又は他の法律の規定に従い、生殖補助医療以外の目的のために利用することができる。

2 前項の利用を行うには、利用に先立って、精子及び卵子並びに胚の由来する者の書面による承諾を得なければならない。

(精子・卵子の提供者の告知義務等)

第八条 精子及び卵子の提供者は、主な疾患の既往歴、重篤な遺伝性疾患の可能性の有無及び感染症を含む現在罹患している重篤な疾患の有無等につき、告知しなければならない。

2 登録生殖補助医療機関は、精子及び卵子の提供者につき、委員会規則の定めるところに従い、疾病等の検査をしなければならない。この検査に同意しない者は、精子及び卵子の提供者となることができない。

(精子、卵子及び胚の授受のあっせん禁止)

第九条 何人も、いかなる名義に関わらず、対価を得る目的で、精子、卵子及び胚の授受のあっせんをしてはならない。広告、情報の提供、売買の申込みその他あっせん類似の行為についても、同様とする。

第五章 親子関係等

(生殖補助医療によって生まれた子の母子関係)

第一〇条 生殖補助医療によって生まれた子については、分娩した女性をその母とする。

(生殖補助医療によって生まれた子の父子関係)

第一一条 妻が第五条に規定する生殖補助医療によって懐胎した子は、夫の子とする。ただし、第六条第一項第三号の規定に違反して、夫がこれに同意していなかつたときは、この限りでない。

(生殖補助医療によって生まれた子と精子等提供者との関係)

第一二条 他人の生殖補助医療のために精子又は卵子を供与した者は、それによって生まれた子に対して父又は母としての権利を有せず、義務を負わない。

(子の出自を知る権利)

- 第一三条 成年に達した者は、委員会規則の定めるところにより、生命倫理委員会に対して、次に掲げる事項につき記録の開示を請求することができる。
- 一 生殖補助医療による出生の有無
 - 二 前号に該当する場合は、精子又は卵子の提供者に関する情報
- 2 婚姻適齢に達した者は、婚姻をしようとする場合において、生命倫理委員会に対して、次に掲げる事項につき記録の開示を請求することができる。
- 一 生殖補助医療による出生の有無
 - 二 前号に該当する場合は、婚姻の相手方との間の生物学的な意味における血縁関係の有無
- 3 生殖補助医療によって生まれた子の治療上、提供者に関する情報が必要な場合には、子又はその法定代理人は、生命倫理委員会に対して、次に掲げる事項につき記録の開示を請求することができる。
- 一 生殖補助医療による出生の有無
 - 二 前号に該当する場合は、精子又は卵子の提供者に関する情報のうち、治療上必要なもの
- 4 前三項の請求をする場合には、委員会規則の定めるところにより、カウンセリングを受けなければならない。

(妻でない女性に出産させる契約の禁止)

- 第一四条 夫の精子又は夫の精子及び妻の卵子から生成した胚を用いる生殖補助医療によって妻でない女性に出産させる契約は、無効とする。
- 2 登録生殖補助医療機関は、前項に規定する契約に基づいて生殖補助医療をしてはならない。
- 3 登録生殖補助医療機関が前項の規定に違反して生殖補助医療をしたときは、生命倫理委員会は、第三条の一四に基づく登録を取り消すことができる。

(妻でない女性に出産させる契約のあっせんの禁止)

- 第一五条 何人も、前条第一項に定める契約のあっせんをしてはならない。第九条後段の規定は、この場合について準用する。

第六章 人の発生操作研究の規制

(ヒト胚作成・利用等の禁止)

- 第一六条 何人も、ヒト胚を作成してはならない。ただし、第五条第一項第二号に基づき登録生殖補助医療機関において医業として行われる生殖補助医療として作成する場合は、この限りでない。
- 2 何人も、ヒト胚を利用してはならない。ただし、第五条第一項第二号に基づき登録生殖補助医療として利用する場合及び生殖補助医療として作成されたヒト胚であって生殖補助医療に使用されないことが決定されたもの（以下「余剰胚」という。）を利用する場合は、この限りでない。
- 3 余剰胚を利用しようとする者は、精子及び卵子の提供者の同意を得て、生命倫理委員会の許可を受けなければならない。
- 4 前項の許可を受けようとする者は、委員会規則の定めるところにより、一定の事

項を記載した申請書を生命倫理委員会に提出しなければならない。

- 5 生命倫理委員会は、第三項に定める許可の申請が次のいずれかに該当する場合であって、ヒト胚を利用する事が当該研究にとって科学的な合理性及び必要性を有するものと認められ、かつ、第二〇条に定めるヒト胚等の取扱いに関する指針に適合する場合でなければ許可をしてはならない。
 - 一 ヒト胚を利用する以外の方法では行うことのできない生殖医学研究であること
 - 二 ヒト胚性幹細胞を樹立するための研究であること
- 6 生命倫理委員会は、第三項に定める許可をしようとする場合においては、あらかじめ、ヒト胚等審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 生命倫理委員会は、第三項に定める許可をした場合においては、これを公表する。
- 8 何人も、ヒト胚を動物の体内に移植してはならない。
- 9 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、生命倫理委員会の請求により、第一項本文、第二項本文及び前項に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

(人の属性を有する胚の作成又は利用に係る規制)

- 第一七条 人の属性を有する胚を作成し、又は利用しようとする者は、生命倫理委員会の許可を受けなければならない。
- 2 第一項に定める許可を受けようとする者は、委員会規則の定める事項を記載した申請書を生命倫理委員会に提出しなければならない。
 - 3 生命倫理委員会は、第一項に定める許可の申請が人の属性を有する胚を作成し、又は利用する以外の方法では行うことのできない研究であって、人の属性を有する胚を作成又は利用することが当該研究にとって科学的な合理性及び必要性を有するものと認められ、かつ、第二〇条に定めるヒト胚等の取扱いに関する指針に適合する場合でなければ許可をしてはならない。
 - 4 生命倫理委員会は、第一項に定める許可をする場合には、あらかじめヒト胚等審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 生命倫理委員会は、第一項に定める許可をした場合においては、これを公表する。

(人の属性を有する胚に係る禁止行為)

- 第一八条 何人も、人の属性を有する胚を人又は動物の体内へ移植してはならない。

(ヒト胚、人の配偶子及び人の細胞の授受に係る規制)

- 第一九条 ヒト胚の提供を受けようとする者は、提供者に対し、事前に、研究目的、利用方法等を十分に説明し、提供者の自由な意思決定による同意を得なければならない。人の属性を有する胚を作成する場合において、人の配偶子又は人の細胞の提供を受けようとする者についても、同様とする。
- 2 何人も、ヒト胚の授受の対価として財産上の利益を供与し、又は供与を受けてはならない。人の属性を有する胚を作成する場合における人の配偶子又は人の細胞の授受についても、同様とする。
 - 3 ヒト胚の提供を受けた者は、当該提供者の個人情報の保護のため必要な措置を講じなければならない、また、正当な理由なく当該個人情報を漏らしてはならない。人の属性を有する胚を作成する場合において、人の配偶子又は人の細胞の提供を受けた者についても、同様とする。

(ヒト胚等の取扱いに関する指針)

第二〇条 生命倫理委員会は、ヒト胚等審議会の議を経て、ヒト胚等の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）を定める。指針の変更についても、同様とする。

2 第一項でいう指針には、次に掲げる事項を含めるものとする。

- 一 提供者に対する説明事項、同意取得手続き
- 二 提供者個人情報保護のための措置、開示できる内容及び条件
- 三 胚及び胚性幹細胞の輸出入の規制
- 四 その他この法律の趣旨から必要と認められる事項

(監督)

第二一条 生命倫理委員会は、第一六条第一項の許可を受けた者又は第一七条第一項の許可を受けた者のヒト胚等の取扱いが、生命倫理委員会の定める実施基準に適合しないものと認めるときは、ヒト胚等審議会の議を経て、胚の取扱いの中止又はその方法の改善を命ずることができる。

- 2 生命倫理委員会は、前項の命令に違反した者に対し、ヒト胚等審議会の議を経て、許可の取消しを行うことができる。
- 3 生命倫理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、第一六条第一項の許可を受けた者及び第一七条第一項の許可を受けた者に対し、その許可に係るヒト胚等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 4 生命倫理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第一六条第一項の許可を受けた者及び第一七条第一項の許可を受けた者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(国会への報告)

第二二条 政府は、毎年、この章に基づく事務の処理の状況を国会に報告しなければならない。

第七章 罰則

(罰則)

第二三条 第一八条に違反して、人の属性を有する胚を人の体内に移植した者は、一〇年以下の懲役若しくは一〇〇〇万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

第二四条 次に掲げる行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

- 一 第一六条第一項に違反して、ヒト胚をつくる行為、同条第二項に違反して、余剰胚でないヒト胚を利用する行為及び同条第三項に違反して、許可を得ないで、余剰胚を利用する行為
- 二 第一七条第一項に違反して、許可を得ないで、人の属性を有する胚をつくり、又はこれを利用する行為

- 第二十五条** 次に掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科する。
- 一 登録を受けないで生殖補助医療機関が行う第五条第一項に定める治療又は治療の準備のための行為
 - 二 第九条に違反して、対価を得る目的で、精子、卵子又は胚の授受のあっせんをする行為
 - 三 第一四条第一項に定める契約のあっせんをする行為
 - 四 第一五条に定める契約のあっせんをする行為
 - 五 第一六条第八項に違反して、ヒト胚を動物の体内に移植する行為
 - 六 同意なくヒト胚又は人の配偶子の提供を受ける行為
 - 七 第一九条第一項に違反して、提供者の自由な意思決定による同意を得ずに、人の属性を有する胚を作成する行為、同条第二項に違反して、ヒト胚又は人の配偶子若しくは人の細胞を授受することについて対価を供与し、又はこれを收受する行為、対価を得て、ヒト胚又は人の配偶子若しくは人の細胞の授受をあっせんする行為及び同条第三項に違反して、正当な理由がないにもかかわらず、ヒト胚又は人の配偶子若しくは人の細胞の提供を受けた者の秘密を漏らす行為
 - 八 第二一条第一項に定める中止命令又は改善命令に違反する行為、同条第三項に定める報告を怠り、又は虚偽の報告をする行為及び同条第四項に定める検査を拒み、又はこれを妨害する行為

附則

(検討)

第一条 第五章の規定については、この法の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討を加えるものとする。

第二条 生命倫理委員会は、毎年、この法律の施行状況の評価を行い、その結果を公表しなければならない。

(ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律の廃止)

第三条 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成一二年一二月六日法律第一四六号)は、廃止する。

受付番号：33

受付日時：平成15年1月31日

年齢：50歳

性別：女性

職業：不明

所属団体：不明

氏名：(匿名化の要否不明)

[この問題に关心を持った理由]

不明

[御意見]

精子・卵子提供の不妊治療について

私は、現在50才。結婚20年子供は、いません。

今回厚労省が一般から意見を募集という新聞記事を1/14付の新潟日報で読み、今までの自分の不妊治療を思い出し政府に対してのお願いなど意見を書面をかりて言いたいと思います。

1985年より1996年まで、不妊治療をしました。結婚3年目、1日でも早く子供が欲しかった私達は、やっと本格的な治療が出来たのは、私が、教師という仕事を退職してからでした。国立の病院は、午前中しか受けずそのためには、仕事もアルバイト的なものしかできません。夫の男性不妊のため、様々な検査で1年。AIH 6回、IVF 12回と段階的に治療は進められました。そのたびに、1ヶ月の薬や注射そして採卵のための入院など、妊娠・出産というゴールまで、根気と時間と費用と精神力が必要なのです。1年間に3回IVFを行えば、大学病院でも100万近いお金が必要です。保険のきかない注射、1本1万以上の注射を10本以上打たなければならぬこともあります。私の場合は、2回妊娠、そして流産。1ヶ月入院したこともありました。しかし出産にはいたらず。年との戦いです。病院に通ううちに仲間も沢山できました。しかし実際に、子供ができる人は、数えるほど。40代になっても治療をする人は少なくありません。年とともに卵子は、悪くなり受精しにくくなったり、着床も神のみぞ知るの世界です。

“自分達の子供が欲しい”と考えるのは、ごくあたり前の考えです。

“子供が産めないのは、女じゃない”とか”子供は何人?””いつ子供ができるの”普通に子供のできる人は、平気で言う言葉も、つらい思いをしている人にとっては、とてもつらく精神的に傷つきます。

可能性があるならどんな方法でもやりたいと思うのは、人間としてあたりまえの感情では、ないでしょうか。そういう立場にない方のみで、色々と”ワク”を決めて欲しくないと考えます。私は、100本近い排卵誘発剤のフェルティノームやヒュメゴンなどの注射で、おしおりが、赤くしこりになり、本当に続けられなくなりました。昔は、黄体ホルモン（ルテウム）も注射であった。

現在日本は、少子化・・・そして結婚10組中1組は不妊という時代。病気なのだから保険面や精神的な相談システムなど、これからの人達には、もっと治療がしやすくなつて欲しいと考えます。

日本では、法律でできないので海外に行く方も多いとか。しかし700万とか1000万とか・・・。お金持ちにしかできることです。失敗の方が多いのですから。

ほとんど働く賃金を治療に当て、老後のことを心配する余裕もなく子供が持てぬまま、「これだけやったから良いことにしよう」とあきらめる夫婦も数限りなくいるのです。1冊のノートの記録から、コピーしたものも同封します。とてもとても大変なことなのです。ですから、現在、その治療を受けたい方には、受けられるようにしてやって下さい。公的に、血縁などは、考えていくような方向にもっていって欲しいと思います。

子供のいない夫婦は、税金も沢山払っています。人には言えず治療している方も多いことでしょう。もっと明るく不妊治療そのものを考えていただきたいと思います。

安易に”子供がいなくていいわね。お金もたまるでしょ”という方のためにも、声を大きくして不妊治療は、お金が沢山かかる事。若くして子宮をとってしまった方や、卵巣のない方など、自分の力では、解決できない方のために、国がもっと力になって下さるようお願いします。

AIDは認めているのですから。

私は、いつでも、悩んでいる方がいるなら、話を聞いてあげたいと思います。聞いて

もうう所もないのが現状です。現在病院で治療を受けている方々の意見を多くとり入れてくださいますことを心よりお願いします。これから日本の日本を背おう子供がちが、未来を明るく見通せる世の中。夢のある人生が送れるよう結婚してからも相談できる公的システムを、民間の病院は、かなり高額です。

皆が、自分の子供をもてる時代が来るといいと考えます。若い子が、子供の命を大切に考えられる、世の中を、学校教育と合わせて考える必要があると思っています。

医学の進歩と、それにともなう回りの理解が必要です。IVF の初期を経験した私は、今、更年期に苦しんでいます。・・・それは、別の問題ですが。

受付番号：34

受付日時：平成15年1月31日

年齢：40歳

性別：女性

職業：団体職員及びフリーライター

所属団体：(匿名化の要否不明)

氏名：(匿名化の要否不明)

[この問題に关心を持った理由]

全てが生殖補助医療を規制なしで進めたい一部の医師たちの既成事実の積み重ねを追認している形でしか進んでいないよう感じる。肝心の「生命をどう考えるのか」という討論の積み重ねをせずに進んでいっているように見えるので。

[御意見]

今回のパブリックコメントを募集している「生殖補助医療技術に関する専門委員会」報告書において提示された条件及びその具体化のための検討結果の前提となっている、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」に置いても、生命をどう考えるのかの根本的な討論がないように感じる。

提供胚による生殖補助医療は、直接的な言い方をすれば、「他人の子どもを自分のお腹で育てて生み、育てる」ということになる。まったく遺伝的につながってない子どもの育てるのであれば、「なぜ、養子ではダメなのか。出産にこだわるのか」という理由がわからない。実際に、多くの人が「なぜ、子どもが欲しいのか」「なぜ、出産にこだわるのか」ということを真摯に考えているとは思えない。

「自分の子供」「血がつながっている」というのにこだわるのであれば、兄弟姉妹等血縁関係者からの提供を認めた方がすんなりいく。しかし、それを認めないとしているのはなぜなのか。

「第三者の胚を移植」するのであれば、血にこだわらないわけである。では、なぜ、養子ではダメなのか。お腹をいためることにこだわるのか。

しかし、生殖補助医療の選択肢はどんどん広がっていく。「クローン技術が生殖補助医療である」という詭弁さえ一部の人に受け入れられてしまう社会がある。

こういう社会の中で、医師の既成事実の積み重ねとその追認を防ぎ、どこまでを生殖補助医療として認めるのか、その明確な理由等々を考えるうえで、なすべきことは社会的に広く「生命を我々がどう考えるのか」の真摯な議論ではないだろうか。

なぜ、そう思うのか。真摯な議論がないまま生殖補助医療が進み、それにあわせた具

体的なガイドライン(指針)が決められるという状況がこのまま進むのであれば、以下のようなことが危惧されるからである。

第3者からの胚、精子、卵子の提供に関して、提供の時点で優生思想が入ることになるのではないか。また、生まれてきた子どもが親の期待に反していた場合に「第3者からの提供」という理由で、捨てられるのではないか。

「子どもが欲しい」という要求に線引きなく進む社会の中で、借腹やクローン技術での出産というのも、生殖補助医療の範疇であるという声が上がり、既成事実の中で突き進むのではないか。

卵子や胚を体外に出したこと、遺伝子診断が出来ること、ヒトES細胞の研究が進むこと、の中で、私たちがどこまで正氣でいられるのか、優生思想を配し確固とした倫理をもって対処できるのかは誰も保障できるものではない。

だからこそ、現在進んでいる医療を一時的にストップしても、私は生命についての議論を広くすべきだと考える。具体的な政策はその後で十分だと思う。

受付番号：35

受付日時：平成15年1月31日

年齢：69歳

性別：男性

職業：なし（元牧師）

所属団体：不明

氏名：岸本 和世

〔この問題に関心を持った理由〕

わたしは、かねてから生命倫理に関心をもっており、2000年3月まで牧師の仕事をしながら、「いのち」について考え、神学的なことはもちろんですが、次第に医学や生物学、遺伝子の分野についても、ひとりで学んで来ました。今は引退の身ですから、毎日インターネットの前で、主として海外からのさまざまな情報を取り込み、日々刻々展開する生命科学や倫理的な問題に触れ、色々と学んでおります。

わたしの友人の██████さんの紹介で、2000年12月24日の「第28回先端医療技術評価部会」を傍聴する機会もありました。

この意見募集は、たまたま「情報サポーター」としてお手伝いしているホームページ(ライフサイエンス・インフォメーション・ネット・LNET)『受精卵は人か否か』(代表者最相葉月)で知りました。

〔御意見〕

＜はじめに＞

わたしは、岩波書店発行の雑誌『世界』1990年4月号(324-336頁)に、「生命倫理とは何か—日本における議論の貧困を憂うー」という題で、一文を寄稿しました。そこで主張し批判している状況は、10年以上経った今も、(日本産科婦人科学会などの見解に、多少の“後追い的進展”は見られるものの) 基本的には変わっていません。

今回の意見募集に関連して付けられている各資料の中にある二つの「日本産科婦人科学会・会告」(以下、「会告」と略す)ーその一つは、わたしの文章以前の1983年のものーに見られる姿勢で気になったのは、「ジュネーブ宣言によれば」の個所です。その宣言のどこに「医療は医師と患者とのみから成り立つもの」という言葉があるのでしょうか。

それとも、わたしが見ることのできないような資料の中に、そのような決定的な“宣言”が述べられているのでしょうか。

このことを指摘した理由は、今回検討を求めている「報告書」に、繰り返しそれらの『「会告」に準ずる』とあり、「報告書」には、そのような「会告」に見られる姿勢に対する批判的な言及は見られないからです。その点を指摘した上で、『検討結果』についての意見を記します。

検討課題1に関して

1の（1）の1）全般について

「<はじめに>」で言及したことからいって、「医師の裁量とする」場合の「医師が考慮すべき規準を国が法律に基づく指針として示す」ことの（具体的な）内容には、特に「インフォームド・コンセント」を中心とした、「検討課題2」—それについての意見は後述する—において取り上げられていることが、厳密に守られていることが必要で、専門委員会の今後の検討に期待します。

1の（2）について

「子宮に移植する〈はい〉の数の条件」（「はい」の漢字を登録してあるのに出て来ないので、〈はい〉と記します）で、その数を「状況によっては、3個まで」としていますが、最近の英国などでは、成功率や経済的な理由で複数を移植することによって生じる“欠陥や危険”が問題となっており、複数であることについての警告が出されています。そのことが（またまた）「医師の裁量」とされていることに危惧を感じます。

2の（1）について

ここでは「遺伝性疾患の検査」が取り上げられていますが、諸外国で問題とされているのは、当該の時期において知られていないような遺伝的な“問題”が数十年の期間を経た後に判明したということについてです。そうした“可能性”についてはどのように扱われるのでしょうか。

2の（4）について

「提供者と提供を受ける人との属性の一致等の条件」で、「血液型などを…合わせることができない場合もある」ということは、生まれて来る子どもが将来そのことについての情報を知る可能性と知りたいという要求をして来る可能性が大であることを意味します。同じような意味で、「同じ精子・卵子・〈はい〉」を使用しての第2子を認めるということがもたらす、将来に生じる（上記と同じか、それ以上の）可能性も起きます。こうした点についてどのように考えられるのでしょうか。

2の（5）の1）について

英国では「出自を知る権利を認める」方向にあって、担当大臣が一旦それを予告しましたが、現時点ではそこ（案1）まで踏み込むことに躊躇が見られ、妥協的に（案2）が提案されているようです。

わたしは、この点について、「会告」に繰り返し述べられている「被実施者夫婦およびその出生児のプライバシー尊重」とか「精子提供者のプライバシー保護」の強調よりも、『生まれて来る子どもの“福祉”』に目を向け、それは何を意味するのか、どのようにそれを実現して行くのかの道筋を、まず明らかにされなければならないと思っています。それに関連したところからだけ、「プライバシー」がどのようになければならないのかを言うべきではないでしょうか。産科婦人科学会の使命は、“子どもを持ちたい人たちの希望を叶えさせること”にだけあるのではなく、さらに(たとえ、それがクローン児であったとしても)親たる人たちの希望が、“生まれて来る子どもの将来”に優先するとするのは誤りである、と考えます。